

第 80 回国民スポーツ大会青森市休憩所設置運営要項

1 趣旨

この要項は、「第 80 回国民スポーツ大会青森市広報基本計画」及び「第 80 回国民スポーツ大会市民運動基本計画」に基づき、第 80 回国民スポーツ大会「青の煌めきあおもり国スポ」（以下「大会」という。）に参加する選手・監督、役員、視察員、報道員その他関係者及び一般観覧者に対し、憩いの場となる休憩所の設置及び運営について、必要な事項を定める。

2 設置場所

競技団体等と協議の上、各競技会場等に設置する。

3 設置期間

各競技会の開催期間中とする。

4 開設時間

原則として競技開始 1 時間前から競技終了後 30 分までとするが、必要に応じて開設時間を変更することができる。

5 活動内容

- （１）休憩所の設置及び運営に関すること。
- （２）青森市ならではの「食」を活かしたおもてなし料理などのふるまいに関すること。
- （３）その他休憩所の運営に関すること。

6 その他

- （１）この要項に定めるもののほか、休憩所の設置運営に関して必要な事項は、別に定める。
- （２）本市で開催する競技別リハーサル大会における休憩所の設置運営についても、必要に応じてこの要項を準用する。